

桑名市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市規則第10号

桑名市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

桑名市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年桑名市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 省令第50条の除却の必要性に係る認定通知書の写し

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請に係る建築物について法第102条第2項第2号から第5号までの国土交通大臣が定める基準に係る調査を行った者が、当該基準において調査を行うこととされている者に該当することを証する書類の写し

(2) 次の表の左欄に掲げる図書についてそれぞれ同表の右欄に掲げる事項を明示したもの

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図	縮尺及び方位
	壁及び筋交いの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

(3) その他特定行政庁が除却の必要性に係る認定について必要と認める書類

様式第1号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、様式第3号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。